

令和5年台風第7号被害農業施設復旧支援対策事業

事業の目的

本補助金は、令和5年台風第7号により全半壊の被害を受けた農業施設等の復旧を行い、園芸産地等の維持発展と本県特産物の生産振興を図ることを目的とする。

事業実施主体

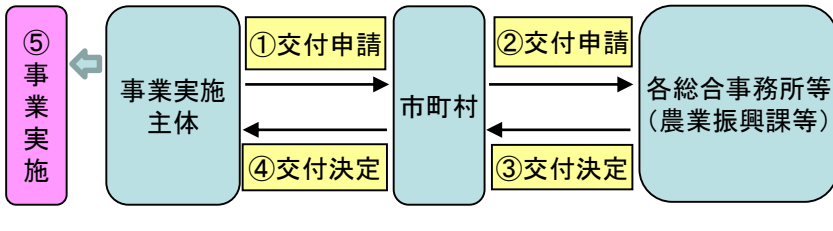
生産者、生産組織、JA

支援の内容

【補助率】県1/3、市町村任意

施設区分	復旧費の上限	補助金の控除額
施設園芸・特用林産物等ハウス	(1)施設園芸・特用林産物等ハウス 単棟ハウス 16,588円/㎡ 連棟ハウス 7,566円/㎡ (園芸施設共済評価要領第3の1の別表1・2・3より算出した標準価額) (2)再生産に伴う既存施設の撤去費用 1,300円/㎡を上限とする	(1)農業共済加入施設の場合 は共済金受領額 (2)農業共済未加入施設の場合 は復旧費又は左欄のいずれか低い額の30% (3)共済対象外施設の場合は0円
果樹棚	(1)平棚 1,200円/㎡(突上棚) 2,300円/㎡(吊棚) (2)網掛け兼用棚 2,200円/㎡ ただし、いずれの場合も再生産に伴う既存施設の撤去費用については、300円/㎡を別途上限とする	
果樹の樹体損傷	果樹苗木、改植時の土壌改良 300円/㎡	

事業の流れ



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興局 生産振興課	0857-26-7272
東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3580
八頭事務所農林業振興課 農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局 農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局 農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2004